

平成15年6月25日  
総務省

## 「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」の公表

総務省では、平成15年6月17日公表の「料金設定の在り方に関する研究会」報告書を踏まえ、別紙のとおり、固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針を策定しましたので公表します。

平成14年12月以降、「料金設定の在り方に関する研究会」において、固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続及びIP電話発携帯電話着の通話について、どの事業者が利用者料金を設定すべきかについて、検討がなされてきましたが、このたび、総務省では、当該研究会からの報告書を踏まえ、中継接続及びIP電話発携帯電話着の通話の料金設定についての方針(別紙)を策定しました。

今後、電気通信事業者から総務大臣に電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第39条第3項の裁定の申請がなされた場合、当該方針に従って裁定を行うこととします。

連絡先: 総合通信基盤局 料金サービス課  
(担当: 田中課長補佐、松本係長、倉澤係長)  
電話: (代表) 03 - 5253 - 5111  
(内線5845)  
(直通) 03 - 5253 - 5845  
FAX: 03 - 5253 - 5848

別紙

## 固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針

総務省は、昨年12月以降、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催し、固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、中継事業者の設置する電気通信設備を経由して、携帯電話事業者の設置する電気通信設備に着信することとなる通話。発側利用者は、事業者識別番号「00XY」により、中継事業者を選択することとなる。)及びIP電話(ネットワークの一部又は全部においてIPネットワーク技術を利用して提供される音声電話サービスであって、電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第2号又は同号ただし書きにより、「050 - xxxxx - xxxxx」又は「0AB～」番号が割り当てられるもの。)発携帯電話着の通話について、どの事業者が利

用者料金を設定すべきかについて、検討を行ってきた。

総務省は、当該研究会からの報告書を踏まえ、以下のとおり、固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針を示すこととした。どの事業者が利用者料金を設定するかについては、事業者間の協議によるものであるが、第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該協議が調わない場合、電気通信事業者は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第39条第3項に基づき総務大臣の裁定を申請することができる。総務省においては、中継接続及びIP電話発携帯電話着の通話について、当該申請がなされた場合には、以下の考え方により、裁定を行う。

通常の固定電話で使われる電話番号のことをいい、市外局番が0から始まる全部で9桁又は10桁の番号をいう。

## 1 中継接続について

中継接続に係る利用者料金の設定については、以下のとおりとする。

- (1) 発側利用者が、事業者識別番号「00XY」を現行のダイヤリングである「090 - xxxxx - xxxxx」の前に呼ごとに付す(選択中継)ことにより、中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者が利用者料金を設定する。
- (2) 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合の呼については、携帯電話事業者が利用者料金を設定する。
- (3) 関係事業者においては、速やかに事業者間協議を行い、中継接続を開始できるようにする。
- (4) ただし、平成16年度中に限り、経過措置として、例えば、携帯電話事業者が、自己の役務提供区間について、利用者料金を設定することを認める。その場合の携帯電話事業者の利用者料金は、当該経過措置期間終了後に接続料化されることを前提とした水準とする。
- (5) 現状においては、まず選択中継を導入することとし、優先接続までは導入しない。

(理由)

- 1) 携帯電話事業者のほか、中継事業者も利用者料金を設定できるとすることにより、複数事業者が利用者料金の設定を行うこととなり、競争が促進され、料金の低廉化・多様化に資する。
- 2) 発側利用者が自己の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択することができる。また、顧客獲得努力を積極的に行うと想定される中継事業者も利用者料金を設定できることにより、事業者による周知活動が積極的に行われるようになる。
- 3) 携帯電話事業者は、これまで、事業者間の合意を前提として経営を行ってきたところ、この合意内容を変更することにより、経営に急激な変化が生じることを回避するため、何らかの経過措置が必要である。
- 4) ルーティングの方法、課金方式、接続料等についての事業者間協議に要する期間を考慮すると、これが順調に推移した場合、遅くとも平成15年度終わりから平成16年度早々には開始できるものと考えられ、経過措置として必要最低限の期間は、約1年間とすることが適当である。
- 5) この場合、携帯電話事業者は、事業者識別番号を付さない場合の利用者料金、事業者識別番号を付した場合の自己の役務提供区間の料金、の2つを設定することとなる。このため、後者の料金水準が、接続料水準を大幅に上回り、前者の料金水準に近いものとして設定された場合、中継事業者は、携帯電話事業者と競合できるような料金水準を設定することが困難となり、さらに、激変緩和と

いう経過措置期間を設ける趣旨にも反することになる。

- 6) 優先接続については、IP電話が普及する中で、導入のための費用及び期間を考慮すると、これを導入する政策的意義が乏しい。

## 2 IP電話発携帯電話着の通話について

IP電話発携帯電話着(中継接続を含まない現状のIP電話を前提とする。)の通話については、IP電話事業者が利用者料金を設定する。

(理由)

- 1) IP電話事業者においては、個々の加入者への営業活動、加入者宅までの伝送路設備を利用可能とするための作業等が発生することとなる。競争促進の観点からは、IP電話事業者側が利用者料金を設定する方が、顧客獲得・維持のための努力に報いることができ、事業活動の意欲を促進することができる。
  - 2) IP電話事業者は、利用者料金を負担する立場にある発側利用者の利用形態、要望等を把握しやすく、さらに、これにこたえることが、利用者を獲得し、サービスの継続的な利用を確保することに直接つながることになる。このため、IP電話事業者が利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲を拡大し、料金の低廉化・多様化が促進される。
  - 3) IP電話が十分に普及していない現状においては、IP電話事業者側が料金設定を行うこととした方が、IP電話事業者における顧客獲得・維持のための努力に報いることができ、事業活動の意欲を促進することができ、IP電話の普及促進に資する。また、当該接続形態においては、ネットワークの非効率性の問題は発生せず、さらに、IP電話サービスは、これから普及が見込まれるサービスであることから、携帯電話事業者の収益構造の大きな変化といった問題も発生しない。
-